

最近の国の動き

(1) 6月8日 原発再稼働に係る首相記者会見

会見のポイント

- ・国民の生活を守るために、関西電力大飯原発3、4号機を再稼働すべきというのが私の判断。
- ・立地自治体の理解を得たところで、再稼働の手続きを進める。
- ・東京電力福島第一原発事故のような地震、津波でも事故防止は可能と認識。
- ・安全判断の基準は暫定的であり、新たな原子力規制組織の発足後に見直す。
- ・今、原発を停止すれば日本社会は立ち行かない。夏場限定の再稼働では国民の生活は守れない。
- ・大飯原発3、4号機以外の原発再稼働は引き続き個別に判断。
- ・電源構成を含む中長期的なエネルギー政策は、8月をめどにとりまとめる。

全文

本日は大飯発電所3、4号機の再起動の問題につきまして、国民の皆様に私自身の考え方を直接お話をさせていただきたいと思います。

4月から私を含む4大臣で議論を続け、関係自治体の御理解を得るべく取り組んでまいりました。夏場の電力需要のピークが近づき、結論を出さなければならない時期が迫りつつあります。国民生活を守る。それがこの国論を二分している問題に対して、私がよって立つ、唯一絶対の判断の基軸であります。それは国として果たさなければならぬ最大の責務であると信じています。

その具体的に意味するところは2つあります。国民生活を守ることの第1の意味は、次代を担う子どもたちのためにも、福島のような事故は決して起こさないということです。福島を襲ったような地震・津波が起こっても、事故を防止できる対策と体制は整っています。これまでに得られた知見を最大限に生かし、もし万が一すべての電源が失われるような事態においても、炉心損傷に至らないことが確認をされています。

これまで1年以上の時間をかけ、IAEA や原子力安全委員会を含め、専門家による40回以上にわたる公開の議論を通じて得られた知見を慎重には慎重を重ねて積み上げ、安全性を確認した結果であります。勿論、安全基準にこれで絶対というものはございません。最新の知見に照らして、常に見直していくかなければならないというのが東京電力福

島原発事故の大きな教訓の一つでございました。そのため、最新の知見に基づく 30 項目の対策を新たな規制機関の下での法制化を先取りして、期限を区切って実施するよう、電力会社に求めていきます。

その上で、原子力安全への国民の信頼回復のためには、新たな体制を一刻も早く発足させ、規制を刷新しなければなりません。速やかに関連法案の成案を得て、実施に移せるよう、国会での議論が進展することを強く期待をしています。

こうした意味では、実質的に安全は確保されているものの、政府の安全判断の基準は暫定的なものであり、新たな体制が発足した時点で安全規制を見直していくこととなります。その間、専門職員を要する福井県にも御協力を仰ぎ、国の一元的な責任の下で、特別な監視体制を構築いたします。これにより、さきの事故で問題となった指揮命令系統を明確化し、万が一の際にも私自身の指揮の下、政府と関西電力双方が現場での的確な判断ができる責任者を配置いたします。

なお、大飯発電所 3、4 号機以外の再起動については、大飯同様に引き続き丁寧に個別に安全性を判断してまいります。

国民生活を守ることの第 2 の意味、それは計画停電や電力料金の大幅な高騰といった日常生活への悪影響をできるだけ避けるということです。豊かで人間らしい暮らしを送るために、安価で安定した電気の存在は欠かせません。これまで、全体の約 3 割の電力供給を担ってきた原子力発電を今、止めてしまっては、あるいは止めたままであっては、日本の社会は立ち行けません。

数%程度の節電であれば、みんなの努力で何とかできるかもしれません。しかし、関西での 15% もの需給ギャップは、昨年の東日本でも体験しなかった水準であり、現実的には極めて厳しいハードルだと思います。

仮に計画停電を余儀なくされ、突発的な停電が起これば、命の危険にさらされる人も出ます。仕事が成り立たなくなってしまう人もいます。働く場がなくなってしまう人もいます。東日本の方々は震災直後の日々を鮮明に覚えておられると思います。計画停電がなされ得るという事態になれば、それが実際に行われるか否かにかかわらず、日常生活や経済活動は大きく混乱をしてしまいます。

こうした事態を回避するために最善を尽くさなければなりません。夏場の短期的な電力需給の問題だけではありません。化石燃料への依存を増やして、電力価格が高騰すれば、ぎりぎりの経営を行っている小売店や中小企業、そして、家庭にも影響が及びます。空洞化を加速して雇用の場が失われてしまいます。そのため、夏場限定の再稼働では、国民の生活は守れません。更に我が国は石油資源の 7 割を中東に頼っています。仮に中東からの輸入に支障が生じる事態が起これば、かつての石油ショックのような痛みも覚

悟しなければなりません。国の重要課題であるエネルギー安全保障という視点からも、原発は重要な電源であります。

そして、私たちは大都市における豊かで人間らしい暮らしを電力供給地に頼って実現をしてまいりました。関西を支えてきたのが福井県であり、おおい町であります。これら立地自治体はこれまで 40 年以上にわたり原子力発電と向き合い、電力消費地に電力の供給を続けてこられました。私たちは立地自治体への敬意と感謝の念を新たにしなければなりません。

以上を申し上げた上で、私の考えを総括的に申し上げたいと思います。国民の生活を守るために、大飯発電所 3、4 号機を再起動すべきというのが私の判断であります。その上で、特に立地自治体の御理解を改めてお願ひを申し上げたいと思います。御理解をいただいたところで再起動のプロセスを進めてまいりたいと思います。

福島で避難を余儀なくされている皆さん、福島に生きる子どもたち。そして、不安を感じる母親の皆さん。東電福島原発の事故の記憶が残る中で、多くの皆さんが原発の再起動に複雑な気持ちを持たれていますことは、よく、よく理解できます。しかし、私は国政を預かるものとして、人々の日常の暮らしを守るという責務を放棄することはできません。

一方、直面している現実の再起動の問題とは別に、3月 11 日の原発事故を受け、政権として、中長期のエネルギー政策について、原発への依存度を可能な限り減らす方向で検討を行ってまいりました。この間、再生可能エネルギーの拡大や省エネの普及にも全力を挙げてまいりました。

これは国の行く末を左右する大きな課題であります。社会の安全・安心の確保、エネルギー安全保障、産業や雇用への影響、地球温暖化問題への対応、経済成長の促進といった視点を持って、政府として選択肢を示し、国民の皆様との議論の中で、8月をめどに決めていきたいと考えております。国論を二分している状況で 1 つの結論を出す。これはまさに私の責任であります。

再起動させないことによって、生活の安心が脅かされることがあつてはならないと思います。国民の生活を守るための今回の判断に、何とぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

また、原子力に関する安全性を確保し、それを更に高めていく努力をどこまでも不断に追及していくことは、重ねてお約束を申し上げたいと思います。

(2) 新しい原子力安全規制組織設置に向けた動き

規制庁法案、修正協議へ 首相「設置は急務」

原子力の安全規制を一元的に担う原子力規制庁の設置関連法案と、自民、公明両党の対案が29日の衆院本会議で審議入りした。

自公両党は、東京電力福島第1原発事故発生後の菅直人前首相の対応が「事故収束の現場に大混乱を起こした」と批判。政治からの独立性が高い新組織にすべきだと主張しており、今後の議論の焦点になる。

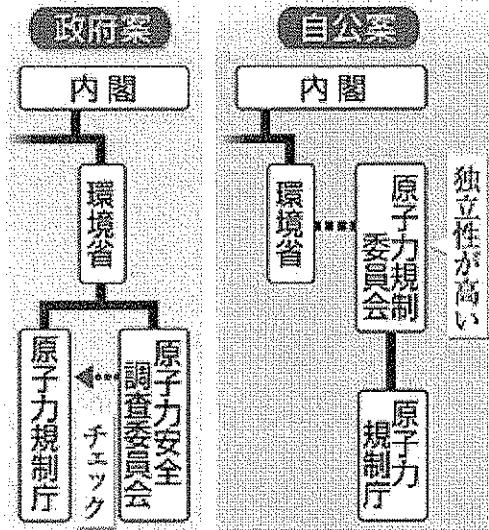
原発事故時の規制庁に対する首相の指示権を政府案に盛り込んだことに関し、首相は「国の危機管理上の最低限で最後の手段として、原子力災害対策本部長である首相の指示権は必要不可欠だ」と理解を求めた。

一方、自公案をめぐる答弁で自民党の塩崎恭久元官房長官は「原子力規制は高度の専門技術性が求められ、首相からの指示を受けるのは適当ではない」と反論した。

政府案は原子力規制庁を原発推進の経済産業省から切り離し、環境省に設置する。自公案は国家行政組織法3条に基づき、公正取引委員会のように人事や予算面で独立性を確保する「原子力規制委員会」を新設し、この委員会の事務局として規制庁を位置付けている。

(5月29日 中国新聞オンライン抜粋)

新しい原子力規制組織



出典：5月30日東京新聞ウェブ

原子力規制組織　自公案「3条委」で合意

原発再稼働と密接に絡む新組織は、早ければ7月にも発足することになる。原子力規制庁を環境省の外局とする政府提出案は、自公案とともに取り下げることも確認した。今後、3党の理事間で原発事故が起きた際の首相の指揮権のあり方などをめぐる調整を行った上で、委員長が法案を提案する。12日にも衆院本会議で可決、通過する見通し。

(6月5日　m s n 産経ニュース抜粋)

原子力規制委、発足へ　自公案軸、指示権は溝

新組織の設置は法案成立後、三ヶ月以内となっていて、二十一日の国会会期末までに成立すれば、九月には発足することになる。

(6月6日　東京新聞ウェブ抜粋)

原子力規制庁：全職員が出身官庁に戻らず　与野党で合意

民主、自民、公明3党は6日、原子力の安全規制を担う新組織の設置法案をめぐる修正協議で、規制権限を持つ「原子力規制委員会」の事務局とする「原子力規制庁」について、関係省庁からいいたん配属された職員が出身官庁に再び戻らない「ノーリターン・ルール」を全職員に適用することで合意した。経済産業、文部科学両省の原発推進部門と規制部門を職員が行き来する従来の人事異動をやめ、安全規制の独立性を担保する狙い。

政府が提出した法案では同ルールの適用を原則「課長級以上」に限っていたが、全職員を対象とする自公案を民主党が受け入れた。原発を規制する経産省原子力安全・保安院と、推進側の資源エネルギー庁などの一元的な人事に対して「なれ合い体質」との批判が強まっていたことを踏まえた。職員の適性などに応じて規制庁発足から数年は出身省庁に戻ることを可能とする経過措置や、規制庁職員の待遇の充実なども検討する。

また3党は、原子力施設の検査、設計に関する安全性評価などを行う独立行政法人「原子力安全基盤機構」(JNES)を廃止し、規制庁に組み込むことで合意。別に法案を提出して定める方針で、JNESの職員(約420人)は国家公務員の規制庁職員となる。

(6月6日　毎日ｊｐ抜粋)

原子力規制組織 首相に限定的指示権 3党合意 防災部門は意見割れ

民主、自民、公明三党は七日、焦点となっていた首相の指示権について、限定的とすることを合意した。原発事故などが発生した場合、原子炉の停止を含む専門的な指示は政府から独立した原子力規制委員会の委員長が行う。一方、自衛隊の指揮や東京消防庁による放水指示などは従来通り、首相が行う。

平時から事故を想定した訓練などを担う組織として「原子力防災・放射能汚染対策会議」(仮称)を新設することでも大筋合意した。ただ、防災体制づくりを担う部門を環境省にするか、内閣府にするかなどで三党の意見が割れており、最終決着は持ち越した。

首相の指示権をめぐっては、政府案では、原子力災害対策本部長である首相が、緊急時に原子炉の停止を含む電力会社への指示もできる。

しかし、専門的・技術的な指示は、原子力規制委員長が独立して行い、首相は周辺自治体や関連機関への指示にとどめるよう明確にした。

福島第一原発事故では、菅直人首相(当時)が東京電力にベントなどを指示したが、原子力規制委員会は技術的な指示はできない。

原子力規制委員会は、原子力に関する専門家五人による合議体。緊急時は五人が議論する余裕がないことも想定され、委員長が単独で決定する仕組みにした。

自公案は国家行政組織法三条に基づき、公正取引委員会のように独立性の高い原子力規制委員会を新設する内容。

三党は自公案を軸に法案修正することで合意していたが、首相の指示権をめぐり調整を続けていた。

(6月8日東京新聞ウェブ抜粋)

立地・周辺自治体 連携法的位置づけ 原発対策で3党一致

民主、自民、公明の3党は7日、原子力の安全規制を新たに担う「原子力規制委員会」の設置関連法案の修正協議で、原発の立地自治体、周辺自治体と国、電力事業者との連携を法的に位置付けることで一致した。

現行の安全規制は、国が一元的に監督することになっており、立地自治体は電力事業者と法的根拠のない安全協定を締結し、トラブルの情報を入手するなどしている。

(6月8日 SankeiBiz 抜粋)

(3) 福島第一原発事故後に原子力安全・保安院が設置した主な意見聴取会の動き

| 意見聴取会名 | 設置 | H23.9 | H23.10 | H23.11 | H23.12 | H24. | H24.2 | H24.3 | H24.4 | H24.5 | H24.6 | 備考(最近の議題等) |
|---|--------|-------------------|------------|---|---|--|-------------------------------|------------|-------|-------|-------|--|
| 建築物・構造に関する意見聴取会 | H23.9 | 第1回 第2回 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 第7回 | 第8回 ▼ | 第9回 中間とりまとめ | | | | | 【第9回議題】 ○東北地方太平洋沖地震において原子力発電所で観測された地殻津波の評価について ・福島第二・東海第二現地調査報告 等 |
| 地震・津波に関する意見聴取会 | H23.9 | 第1回 第2回 第3回 | 第4回 第5回 | 第6回 第7回 第8回 | 第9回 第10回 | 第11回 第12回 第13回 ▼ | 第14回 第15回 第16回 | | | | | 【第16回議題】 ○敷設電力量地内での破壊帶の追加調査計画について ○東通原子力発電所敷地内断層の活動性等に係る評価結果について |
| 活断層関係 | | | | | | | 第1回 第2回 第3回 第4回 ▼ | | | | | 上記意見聴取会の活断層関係の分科会 |
| 地震関係 | | | | | | | 第1回 第2回 第3回 第4回 ▼ | 第3回 第4回 | | | | 同上(活断層に限らず地震動全般に拡張) |
| 津波関係 | | | | | | | | 第1回 第2回 | | | | 上記意見聴取会の津波関係の分科会 |
| 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会 | H23.10 | 第1回 | 第2回 第3回 | 第4回 第5回 | 第6回 | 第7回 ニヤリ ング ▼ | 第8回 とりまとめ ▼ | | | | | 【第8回議題】 ○福島第一原発事故の技術的知見について(中間とりまとめ)と対応の方向性(ポイント) |
| 発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価(いわゆるストレステスト)に関する意見聴取会 | H23.11 | 第1回 第2回 第3回 | 第4回 第5回 | 第6回 第7回 | 第8回 第9回 第10回 第11回 第12回 ▼ | 第9回 第10回 第11回 第12回 第13回 第14回 第15回 ▼ | | | | | | ※第8回が、大飯原発3、4号機に係る最終の意見聴取会 【第15回議題】 ○川内原発1・2号機に関する一次評価について ○志賀原発2号機に関する一次評価についてほか |
| 高経年化技術評価に関する意見聴取会 | H23.11 | 第1回 第2回 第3回 | 第4回 第5回 | 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回 第11回 第12回 第13回 第14回 第15回 ▼ | 第16回 | | | | | | | 【第16回議題】 ○美浜2号炉の高経年化技術評価について ○原子炉圧力容器の中性子照射脆化について |
| 発電用槽型原子炉施設におけるシビアクシシメント対策規制の基本的考え方による意見聴取会 | H24.2 | | | | | 第1回 第2回 第3回 ▼ | 第4回 | | | | | 【第4回議題】 ○シビアクシメント対策規制の基本的考え方について ・PSA(確率論的安全評価) ・考慮すべき事故シーケンスの特定 など |
| オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会 | H24.5 | | | | | | | 第1回 | | | | 【第1回議題】 ○現行の原子力防災体制について(概要) ○オフサイトセンターの創設経緯等について ○各種報告書に記載されたOFCの主な指摘事項 ○OFCの在り方に關する基本的考え方(案) など |